



熊本県公報

号外 第13号

平成30年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則…………… (県政情報文書課) 1
- 熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則…………… (障がい者支援課) 3
- 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療政策課) 6
- 熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則…………… (労働雇用創生課) 8

訓 令

- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (税務課) 8
- 熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令…………… (団体支援課) 8

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。
第2条の表第4号左欄中「別表第53号(3)」を「別表第54号(3)」に改め、同表第5号左欄中「別表第60号(2)」を「別表第61号(2)」に改め、同表第6号左欄中「別表第64号(3)」を「別表第65号(3)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年熊本県規則第32号)の一部を次のように改正する。
第6条から第8条までを削り、第5条を第7条とし、第2条から第4条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

第2条 監事は、その職務を適切に執行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第1号並びに第4項第3号及び第4号並びに第12条第1項第1号において同じ。)は、監事の職務の執行のために必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 法人の役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日
(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県監査委員が行う監査に関する重要な文書
- (2) 会計検査院が行う検査に関する重要な文書
- (3) その他法人の業務に関する重要な文書

第9条 第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。
(事業報告書の作成)

第10条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 法人に関する基礎的な情報
 - ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設置団体名、組織図その他の法人の概要
 - イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - エ 在学する学生の数
 - オ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

- キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報

- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明

- ア 財源の内訳
- イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項

第20条 第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第17条を第18条とし、同条の次に次の3条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として次に掲げるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 法人の副理事長
- (2) 法人の理事
- (3) 法人の監事
- (4) 熊本県立大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長若しくは法人の職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。
(業務実績等報告書の作成)

第21条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに、業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果（以下この条において「業務の実績等」という。）を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績等を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書及び中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書

中期計画に定めた項目
 第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。
 第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第15条とする。
 第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条中「第34条第4項」を
 「第34条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第12条 会計監査人は、その職務を適切に執行するため、次に掲げる者との意思疎通を
 図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人
 が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創
 設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を
 図るべき者

2 会計監査人は、法第34条第1項の財務諸表並びに同条第2項の事業報告書及び決算
 報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければ
 ならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項
 において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全て
 の重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次の
 アからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項
 ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その
 他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状
 況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示している
 と認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除
 き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準
 拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な
 点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告
 書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

3 前項第4号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の
 判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要があ
 る事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関す
 る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に
 関する規則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関す
 る規則（平成19年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定の変更の申請)

第2条の2 法第21条の5の20第1項又は第24条の13第1項の規定による指定の
 変更の申請は、変更申請書（別記第1号の2様式）により行うものとする。

2 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付
 するものとする。

(1) 児童発達支援又は放課後等デイサービス 次に掲げる事項を確認できる書類

ア 事業所の各室の用途及び設備の概要

イ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

ウ 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 指定障害児入所施設 次に掲げる事項を確認できる書類

ア 建物の構造の概要及び各室の用途並びに設備の概要

イ 利用者の推定数

ウ 前号イ及びウに掲げる事項

第 3 条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第 1 項中「第 2 1 条の 5 の 1 9 第 1 項」を「第 2 1 条の 5 の 2 0 第 3 項」に、「第 2 4 条の 1 3」を「第 2 4 条の 1 3 第 3 項」に改める。

第 4 条中「第 2 1 条の 5 の 1 9 第 1 項」を「第 2 1 条の 5 の 2 0 第 3 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 4 項」に改める。

第 6 条中「第 2 1 条の 5 の 2 4」を「第 2 1 条の 5 の 2 5」に改める。
別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 号の 2 様式(第 2 条の 2 関係)

変 更 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者 印

次のとおり指定を受けた内容を変更したいので、申請します。

| | | | | |
|-------------------|------|---------|-------|--|
| | | 事業所番号 | | |
| 指定内容を変更したい事業所(施設) | | 名 称 | | |
| | | 所 在 地 | | |
| | | 事業等の種類 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | FAX 番号 | | |
| | | メールアドレス | | |
| 変更したい事項 | | | 変更の内容 | |
| | | | (変更前) | |
| | | | (変更後) | |
| 変 更 予 定 年 月 日 | | | 年 月 日 | |

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

再 開 ・ 廃 止 ・ 休 止 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
名称
代表者

印

再 開 しましたので届け出ます。

次のとおり指定通所支援の事業を

〔 廃 止 〕
〔 休 止 〕

するので届け出ます。

| | | | |
|--|------|--------------------|--|
| | | 事 業 所 番 号 | |
| 再開（廃止・休止）する事業所 | | 名 称 | |
| | | 所 在 地 | |
| | | 事 業 の 種 類 | |
| 連絡先 | 電話番号 | F A X 番 号 | |
| | | メールアドレス | |
| 再開した年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止・休止する年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止・休止する理由 | | | |
| 現に指定通所支援を受けていた者に対する措置 (廃止又は休止する場合) | | | |
| 現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の 氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所 支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無 | | | |
| 引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望 する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供す る他の指定障害児通所支援事業者の名称 | | | |
| 休止の予定期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | |

(備考)

- 1 不要な文字は、横線で消してください。
- 2 再開の場合は、休止した事業を再開した日から 10 日以内に届け出てください。
- 3 休止又は廃止の場合は、指定通所支援事業の廃止又は休止の日の 1 月前までに届け出てください。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第5条関係)

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

設置者 所在地
名 称
代表者

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

| | | |
|--|-------|-------|
| | 事業所番号 | |
| 指定を辞退する施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 指定を受けた年月日 | | 年 月 日 |
| 指定を辞退する年月日 | | 年 月 日 |
| 指定を辞退する理由 | | |
| 現に施設に入所している者に対する措置 | | |
| 現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無 | | |
| 引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称 | | |

(備考) 指定を辞退する日の3か月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年熊本県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(規則で定める市町村)

第2条の2 条例第7条第1項第1号の規則で定める市町村は、八代市、人吉市、水俣市、

天草市、上川町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及び茗北町とする。

(業務従事期間の計算)

第2条の3 職員の業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)に、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を加算する。

2 前項の進学の進修(以下この条において「進修」という。)による業務従事期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)に、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を加算する。

3 定め(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 それぞれの施設等における業務従事期間を合算する方法 (2) 修学学生が養成施設等において業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)に、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を加算する。

4 定め(1) 修学学生が養成施設等において業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)に、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を加算する。

(2) 修学学生が養成施設等において業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)は、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)に、当該職員が業務に従事し、かつ、当該職員が業務に従事する期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を加算する。

第6条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「届け出を」を「届出を」に改める。

第9条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「条例第7条第1号に規定する施設等(以下単に「施設等」という。)」を「施設等」に、「同号に規定する看護職員の業務(以下単に「看護職員の業務」という。)」を「看護職員の業務」に改める。

附 則 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 2 改正後の第2条の2及び第2条の3の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸与契約を締結した者(施行日前に貸与契約を締結し、かつ、施行日以後に貸与契約を締結した者を含む。)について適用し、施行日前に貸与契約を締結した者については、なお従前の例による。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立技術短期大学校規則（平成8年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「入学試験手数料及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第3号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「（税目別調定収入見込みを含む。）」を削り、「4月末日」を「6月15日」に改め、同条第4項中「第2項に規定する」及び「、同項及び前項に規定する場合のほか」を削り、「調整」を「調製」に改め、同項の表8月末現在の調定実績の項を削る。

第157条の見出し中「保全差押」を「保全差押え」に改め、同条第1項中「保全差押は」を「保全差押えは」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

熊本県農林水産業協同組合等検査規程（平成19年熊本県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び水産業協同組合法」を「、水産業協同組合法」に改め、「第123条」の次に「及び農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に改め、同条第3号中「、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合」を「及び漁業協同組合連合会」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 農業共済組合

第5条中「次の事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第6条第1項中「について」を「において」に、「につき」を「について」に改め、同条第2項中「に当たって」を「に当たっては」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「合理的な」を削り、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「前業務日と」を「前日（当該日が組合等の休日である場合は、当該休日の前日とする。以下「前業務日」という。）と」に改める。

第8条ただし書中「指示した」を「必要と認める」に改める。

第11条第1項中「の立会いを得て行わなければならない。」を「に立ち合わせなければならない。」に改める。

第12条中「については、」を「について」に改め、同条ただし書中「相手方」を「役員等」に改める。

第14条中「に当たって」を「に当たっては」に、「組合等」を「被検査組合」に、「する」を「行う」に改める。

第16条中「聴取するようしなければならない。」を「聴取しなければならない。」に改める。

第17条の見出し中「検査講評」を「検査結果の講評」に改め、同条中「に係るすべて」を「の全て」に、「それ」を「当該講評」に改める。

第19条を次のように改める。

（検査書の作成及び交付）

第19条 知事は、検査の結果、改善の必要があると認めるときは、速やかに検査書を被検査組合等に交付する。
 第20条中「検査の拒否」を「検査員は、検査の拒否」に、「検査員は直ちに」を「直ちに」に改める。
 第21条に後段として次のように加える。
 その職を退いた後も同様とする。
 別記様式の様式を次のように改める。

別記様式(第9条関係)

(新)

表

| | |
|---|--|
| | 第 号 |
| 熊本県農林水産業協同組合等検査員証 | |
| 氏 名 発行年月日 年 月 日 | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> |
| <p>上記の者は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条、森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第123条及び農業保険法(昭和22年法律第185号)第209条の規定により検査を行う検査員であることを証明する。</p> | |
| 熊本県知事 | 印 |

裏

(本証明書に関する取扱注意事項)

- 1 検査時には必ず携行しなければならない。
- 2 他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 職を離れるときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
- 4 紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。